

姫路港～直島周遊クルーズツアー企画提案コンペ仕様書

1 仕様概要

本仕様書は、姫路港～直島周遊クルーズツアーの業務内容及び要件等を定めたものであり、事業者は本仕様書に従って業務を執行する。

なお、業務の詳細については、事業者の提案を基に、双方協議のうえ決定する。

2 業務の目的

姫路港管理事務所（以下「甲」という）は、令和7年度開催の大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭のインバウンド観光客を姫路港に誘客することを目的とし、どのようなツアーが効果的かを検証するため令和5年度及び令和6年度の2カ年で実証実験を行う。今年度は、大阪・関西万博を訪問した観光客に売り込むことを想定して姫路港からチャーター船で瀬戸内海をクルーズし、瀬戸内国際芸術祭で人気スポットとなった直島・犬島を巡る。受託者（以下、「乙」という）は、ツアーを実施する。

3 契約期間 契約締結日 ～令和7年2月28日（金）

4 委託業務の内容

中播磨の観光情勢をよく理解したうえで姫路港を活用した次の事業を実施すること。

(1) 委託料 別紙（実施要領）に記載のとおり

別途参加者からツアー代金を徴収し差し引く

(2) 業務

① 概要

高速船を利用した姫路港・直島間の片道4ルートを参考に組み合わせてツアーを企画し実施する。

なお、コースの途中、岡山県の犬島へ寄港するコースを含めること。

② 時期

11月～12月頃（平日でも可）

・犬島を含むコースのみ11月末までに実施

③ 定員

・訪日外国人 30名程度

・日本人 30名程度

・計 60名程度

④ コース等

・各ルートを参考に組み合わせてコースを企画（複数可）

復時：直島～姫路港～姫路駅、直島～犬島～姫路港～姫路駅

往時：姫路駅～姫路港～犬島～直島、姫路駅～姫路港～直島

⑤ 実施期間 3日間

(3) 募集

① 直島を訪問中の外国人を誘客

①-1 直島（高速船）⇒姫路港（借上バス等）⇒姫路駅

①-2 直島（高速船）⇒犬島⇒姫路港（借上バス等）⇒姫路駅

② 姫路を訪問中の外国人を誘客

②-1 姫路駅（借上バス等）⇒姫路港（高速船）⇒犬島（高速船）⇒直島

②-2 姫路駅（借上バス等）⇒姫路港（高速船）⇒直島

※①②のコースを参考に周遊クルーズを企画（帰路に姫路城を含むことも可）

※訪日外国人は姫路駅発着（姫路駅～姫路港の間は借上バス等を利用）

日本人は姫路港発着

③ 直島、犬島内では、ツアー参加者が自由に移動し、観光できるようにすること。但し、地域性、繁忙期を考慮しレンタル電動アシスト自転車、美術館のチケット及び昼食代を参加者自己負担によりオプションとして設けることは可能。

④ 船内案内

船内では、走行中の状況をみながら訪日外国人への危険回避による緊急案内及び観光の魅力（港及び海に関するテーマなど）が理解できるよう工夫すること。（内容をメモで配付することを可とする）

⑤ ツアー販売方法

チラシ作成、HP 掲載等、募集、販売業務

・新聞広告は不可

・ツアーの募集チラシ、広報 HP 等は、日本語、英語は準備すること。

・訪日外国人が各回 30 人程度集まるよう募集の仕方に工夫すること。

⑥ ツアー中の情報発信

参加者が SNS により旅行中に情報発信するよう促すこと。

⑦ 参加者負担金

参加者から負担金を徴収すること。

⑧ 問合せ等への対応、当日の案内等

・ツアーに係る「各種問い合わせ」への電話対応業務

※ 荒天等に係る「ツアー中止」に係る問い合わせ等を含む

・当日の受付および運營業務（乗船手続き、船内案内）

⑨ アンケートの実施

・実証実験をふまえたアンケートを作成

⑩ その他

・添乗員等：1 名以上

・最小催行人数の設定なし

・ツアー参加者 60 名程度の他に毎回事務局職員が同行（料金は事務局職員負担）

5 運営上の要件

(1) 実施体制

統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 甲との連携

乙は甲と協議を重ねながら業務実施計画を作成し、その計画に沿って実施すること。

6 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は甲に帰属するものとする。

ただし、成果物に乙または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、甲は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、乙はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、乙がその責任において対処すること。

7 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

8 留意事項

- (1) 当日船中等において、ツアー内容や注意事項等を参加者に説明すること。
(内容をメモで配付することを可とする)
- (2) ツアー中に撮影した参加者の写真等を、県ホームページ等に掲載することがあることについて、参加者から承諾を得ること。
- (3) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用、または第三者に提供してはならない。
- (4) 業務の執行について、随時、甲に報告を行うなど、連絡を密に行うこと。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、甲と乙において協議・調整のうえ決定するものとする。
- (6) 業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (7) 業務の遂行に起因し、参加者を含めた第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、乙において損害賠償、または苦情処理の措置を講じること。
- (8) 契約締結後であっても、新型コロナウイルス感染拡大等により、ツアーを実施することが適切でないとき甲が判断した場合はツアーを中止する場合がある。その

場合、中止までに要した経費を甲は支出する。

なお、詳細については甲と乙の協議により決定する。

(9) 荒天等、乙の責によらない事由によりやむを得ずツアーを中止することとなった場合、中止までに要した経費を甲は支出する。

なお、詳細については甲と乙の協議により決定する。

9 実績報告・成果物の提出

(1) 成果品

令和7年度大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭の観光客の誘客を見据え以下の資料を作成すること

※実績報告書（A4カラー：1部及びデータ）

募集方法、参加者の募集及び決定状況、ツアーの実施状況、アンケートの結果とりまとめ、ツアーの効果の検証等をまとめた報告書を提出すること
令和7年度に向けた提案をいれること。

(2) アンケート用紙原本

(3) ツアー中に撮影した写真（電子データ：JPEG）

(4) その他当該業務において作成した成果物（ポスター、チラシ等）

(5) 提出期限 ツアー終了後30日以内